

普通預金・貯蓄預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	はなまるクラブ預金
-----------	-----------

販売対象	・中学校 3 年生までの個人
期 間	・契約者が満 22 歳になった 3 月末日まで
預 入	
①預入方法	・随時預入です(ただし、高校 3 年生の 3 月まで月 1 回、指定金額を普通預金から貯蓄預金へ定額自動振込します)
②預入金額	・1 円以上です
③預入単位	・1 円単位です
払戻方法	・随時払戻しできます
利 息	
①適用金利	・変動金利です ・普通預金、貯蓄預金とも店頭表示の利率を適用します
②利払方法	・年 2 回(3 月、9 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます
③計算方法	・普通預金は毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ・貯蓄預金は毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税 金	・利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります
手数料	キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
中途解約時の取扱
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・普通預金と貯蓄預金が 1 冊の通帳から成った子供名義の預金です ・毎月 3 千円以上 4 万円以下で契約者の指定する一定額を普通預金から貯蓄預金へ定額自動振込することを契約条件としております ・契約者は「はなまるクラブ」の会員となり、金庫主催の各種イベントに参加できます ・大学等進学時の「学資ローン」の金利優遇制度があります。貯蓄預金残高 10 万円以上で、学資ローン優遇金利項目の一つとして、0.1%の優遇が適用されます ・高校卒業後 4 年間は自動預払機(ATM)の手数料についてキャッシュバックが受けられます(キャッシュバックの対象となるATM入出金手数料は 1 ヶ月で 5 回分までとさせていただきます) ・本預金を解約された場合は、退会となり優遇特典は受けることができません ・貯蓄預金への定額自動振込が 6 ヶ月以上中断した場合は、「はなまるクラブ」から退会となります ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

(1/1)

預-4